

# 令和3年度 須賀川市立第一小学校

## 特設クラブに係る活動方針

令和3年4月1日

### 1 目標

正課クラブ活動以外の課外活動として、希望者または推薦された児童を対象に、計画的・継続的な指導を通して、個性の伸長と技能の向上を図る。

### 2 方針

- (1) 特設クラブ員の持つ能力のよりよい伸長を図るとともに、学校の代表として対外的な行事に参加する。
- (2) 特設クラブの指導には、全教師であたることを原則とする。
- (3) 指導にあたっては、担任や家庭との連携を密にし、クラブ員の実態を把握するとともに、身体的・精神的に負担過重にならないように配慮する。
- (4) 特設クラブ員には、誤った特権意識を持つことがないように十分指導する。
- (5) 特設クラブの活動は、正課の教育活動に優先させることがないように十分指導する。
- (6) 年間を通じて、計画的・継続的な指導を行い、結果のみにとらわれることなく、児童が自主的に活動できるようにする。
- (7) 活動中または登下校中の事故の絶無を期するように特に配慮する。
- (8) 特設クラブ活動よりも、学習の補修等、学習活動を優先させる。

### 3 設置クラブ

特設クラブには、次のクラブを設ける。なお、特設クラブではあるが、名称は慣れ親しまれている「〇〇部」を通称とする。

- ①マーチングバンド部    ②合唱部    ③陸上部

### 4 休養日等

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、福島県教育委員会「運動部活動の在り方に関する方針」、須賀川市「部活動の運営方針」に則り、休養日・練習時間を以下のようにする。なお、月の活動計画は各特設クラブ主任が作成し、特設クラブ主任の確認を得る。

#### (1) 休養日

- ① 平日に1日の休養日を設定する。（原則として水曜日及び学期末短縮期間中の練習は行わない。ただし、大会直前や講習会等、特別な場合は例外とする。）
- ② 土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- ③ 大会日程等から、土・日曜日とも活動をした場合は、翌週に休養日を振り替える。

#### (2) 練習時間

- ① 平日の練習時間は2時間を上限とする。
- ② 土、日曜日、学校の休業日等の練習時間は3時間を上限とする。
- ③ 朝や休み時間に練習をする場合には、授業に支障がでないように実施する。

④ 下校時刻は以下の通りとする。ただし、大会の1カ月前に限り、上限を超えない範囲で30分まで延長することができる。

○ 4月～10月 16：40下校

○ 11月～ 1月 16：00下校

○ 2月～ 3月 16：30下校

⑤ 土・日曜日に活動を行う場合は、部活動承認願を提出し、事前に校長の承認を得る。

ただし、外部講師による講習会等の場合は、児童の下校の安全が確保されていることを前提に（保護者の迎えが確実な場合）、校長の判断により活動時間を延長することができる。なお18時30分完全下校とする。

## 5 編成等

### (1) 組織

クラブ名	活動期間	入部可能学年	備考
マーチング部	年間 *各部の計画による	4～6年男女	第一音楽室、体育館
合唱部			第2音楽室、 桜水ホール
陸上部			校庭、体育館

※ 所属のクラブは、児童1人1つとする。

### (2) 活動計画（期日はR3年4月1日時点での予定 詳細は、各特設クラブ計画による）

月	主な活動
4月	結団式 活動開始
5月	特設クラブ保護者会（総合運動部・マーチング・合唱） ←音体担当が企画/運営
6月	上旬 全国小学生陸上競技交流大会 郡山・岩瀬地区予選大会
7月	上旬 全国小学生陸上競技交流大会 福島県選考会
8月	下旬 地区合唱祭 下旬 TBC子ども音楽コンクール
9月	上旬 マーチングフェスティバル県大会
10月	5日 いわせ地区陸上競技交流大会（6年全員参加） 下旬 マーチングフェスティバル東北大会 17日 円谷メモリアルマラソン大会
11月	上旬 市民音楽祭（合唱部） 20日 桜水発表会での発表（合唱・マーチング）
12月	中旬 マーチングフェスティバル全国大会

	下 旬 マーチング部サンクスコンサート
1 月	下 旬 特設クラブ見学会（3年生） 下 旬 新入部員募集（3～5年生）
2 月	
3 月	中 旬 音体特別表彰「栄光をたたえて」（音体表彰規定による）

## 5 その他

- (1) 入部は児童の希望を原則とするが、学校の代表ということや個性のよりよい伸長ということを考慮して、担任の推薦も考える。
- (2) 入部後は、活動を継続できるよう指導する。
- (3) 入部の際は、保護者の同意書を必要とする。保護者の同意書は各特設主任へ提出する。
- (4) 入部は、年度途中でも許可する。その際も保護者の同意書を各特設主任へ提出する。
- (5) 退部する場合は、各特設担当者・学級担任・保護者の三者間で連絡を取り合い協議する。
- (6) 時期や天候によっては、各特設クラブ間で練習時間や場所の重複が予想されるので、その点を十分に考慮した上で、月ごとの練習計画を作成する。
- (7) 必要に応じて、各特設主任会を持つ。
- (8) 2月に新年度に向けての新たな組織を編成し、新年度4月に特設毎に再確認する。
- (9) 練習終了後は教室へ戻らない。
- (10) 昇降口等には運動着は一切置かない。
- (11) 運動着で下校してもよいこととする。ただし、運動着は持ち帰り、次の日に忘れずに持ってくるようにする。（運動着での登校はしない。）
- (12) 児童の下校方法（複数のクラブ合同で下校する・保護者に迎えの協力を得るなど）を担当者、保護者が確認し合い、事件・事故に巻き込まれないようにする。
- (13) 学期末短縮期間中の練習は原則として行わない。必要な場合は、指導者のローテーションを組むなど、担当者の負担が大きくなるよう配慮して行う。
- (14) 10月の「いわせ地区陸上競技交流大会」は、6年生の陸上部員を優先して選手とする。
- (15) 練習量確保のため、マーチング部と合唱部については、2月からの新部員での活動を可能とするが決して無理はさせない。総合運動部については、児童の体力面を考慮し、4月からの活動とする。